

海老名市消防団操法事業補助金交付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、海老名市消防団の消火活動における機械器具操作方法（以下「操法」という。）の技術の向上を目的として、海老名市消防団が操法大会に参加するに当たり、予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年度規則12号）に定めるもののほか、必要事項を定める。

(補助金対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる大会に参加する事業とする。

- (1) 全国消防操法大会
- (2) 神奈川県消防操法大会

(補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、海老名市消防団の組織等に関する規則（昭和41年規則第16号）別表第1に定める分団のうち、海老名市を代表して操法大会に参加する分団（以下「分団」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、第2条各号に掲げる操法大会への参加に係る経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、親睦を深めるための飲食費等は補助金の対象としない。

- (1) 会議費
- (2) 訓練費
- (3) 物品購入費
- (4) 事務費
- (5) その他経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる経費の内容を勘案して、市長が決定す

るものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする分団の代表(以下「申請者」という。)は、海老名市消防団操法事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、海老名市消防団操法事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求等)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、海老名市消防団操法事業補助金交付請求書(第3号様式)により、補助金の交付を市長に請求できるものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容(経費の分配を含む。)を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに海老名市消防団操法事業補助金変更・中止申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業の変更又は中止を承認し、海老名市消防団操法事業補助金変更・中止承認通知書(第5号様式)により、補助事業者へ通知する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、海老名市消防団操法事業補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市消防団操法事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する書類を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管しておかなければならない。

(補足)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から施行する。

《平成22年6月1日 制定・施行》

《平成29年4月1日 一部改正》

《令和3年7月1日 一部改正》(様式の改正)

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

分団名

分団長

海老名市消防団操法事業補助金交付申請書

操法大会の出場に伴い、補助金の交付を受けたいので、
海老名市消防団操法事業補助金交付基準第 6 条の規定により、下記のとおり
申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 参加内容

3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）その他（ ）

第 2 号様式（第 7 条関係）

海消収第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市消防団操法事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった海老名市消防団操法事業補助金の交付については、下記のとおり決定したので、海老名市消防団操法事業補助金交付基準第 7 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助条件等

- (1) この補助金の対象となる事業は、操法大会事業とする。
- (2) 補助事業の内容（経費の配分を含む。）を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が終了したときは、速やかに事業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- (4) この補助金を他の用途に使用したとき又は補助金交付の決定内容若しくは補助条件、法令又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。
- (5) その他「海老名市補助金等の交付に関する規則」の定めるところに従うこと。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

分団名

分団長

印

海老名市消防団操法事業補助金交付請求書

海老名市消防団操法事業補助金として、海老名市消防団操法事業補助金交付基準第8条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名

支 店 名

口座番号 普通・当座 No.

※ 普通、当座のどちらかに○印をつけてください。

口座名義（カナ）

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

分団名

分団長

海老名市消防団操法事業補助金変更・中止申請書

年 月 日付け海消収第 号で交付決定を受けた
海老名市消防団操法事業補助金について、下記のとおり変更・中止したい
ので、海老名市消防団操法事業補助金交付基準第 9 条の規定により、下記
のとおり申請します。

記

1 変更・中止の理由

2 事業の変更内容

3 補助金額の変更

(1) 交付決定額 金 円

(2) 既交付額 金 円

(3) 変更決定額 金 円

(4) 差引額 金 円

4 添付書類

第 5 号様式（第 9 条関係）

海消収第 号
年 月 日

様

海老名市長

海老名市消防団操法事業補助金変更・中止承認書

年 月 日付けで申請のあった海老名市消防団操法事業
補助金の交付については、下記のとおり決定したので、海老名市消防団操法
事業補助金交付基準第 9 条の規定により通知します。

記

1 変更・中止 を承認する

2 事業の変更内容

3 補助金額の変更

（1）	交付決定額	金	円
（2）	既交付額	金	円
（3）	変更決定額	金	円
（4）	差引額	金	円
（5）	返納額	金	円

第 6 号様式（第10条関係）

年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住 所

分団名

分団長

海老名市消防団操法事業補助金実績報告書

年 月 日付け海消収第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、海老名市消防団操法事業補助金交付基準第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名称

2 参加内容

3 事業期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 成果

5 添付書類

（1） 事業報告書

（2） 収支決算書

（3） その他

年 月 日

様

海老名市長

海老名市消防団操法事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった海老名市消防団操法事業補助金については、下記のとおり交付すべき額の確定をしたので、海老名市消防団操法事業補助金交付基準第10条の規定により通知します。

記

1	補助対象事業費	金	円
2	交付決定額	金	円
3	交付確定額	金	円
4	差 引 額	金	円